# 会議録・令和８年９月２５日第３回定例会（最終日）

**１．招集の年月日**　令和８年８月２８日

**２．招集の場所**　明和町議会議場

**３．開　　会**　９月２５日　午前９時００分　議長宣告

**４．出席議員**　**１３名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 江　京子 | ２番 | 田邊　ひとみ |
| ３番 | 北岡　泰 | ５番 | 瀬田　萌 |
| ６番 | 綿民和子 | ７番 | 奥山幸洋 |
| ８番 | 新開晶子 | ９番 | 松本　忍 |
| 10番 | 山本　章 | 11番 | 宇田雅行 |
| 12番 | 髙橋浩司 | 13番 | 下井清史 |
| 14番 | 辻井成人 | | |

**５．欠席議員**

なし

**６．本会議に職務のため出席した者の職氏名**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 西尾仁志 | | | | |
| 議会書記 | 西川佳江 | 松原佑記 | 上村優平 | | |

**７．地方自治法第１２１条による説明のため会議に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 下村由美子 | 副町長 | 髙木謙治 |
| 教育長 | 森井義和 | 総務課長 | 朝倉正浩 |
| 防災安全課長 | 荒木隆伯 | 税務課長 | 畑　弘人 |
| まちづくり戦略課長 | 中井清央 | 斎宮跡・文化観光課長 | 森下　純 |
| 会計管理者（兼）会計課長 | 椿　ゆかり | 産業振興課長 | 肥留間　誠 |
| 建設課長 | 西尾直伸 | 上下水道課長 | 丹合信隆 |
| 住民ほけん課長 | 日置加奈子 | 福祉総合支援課長 | 稲浦　満 |
| 生活環境課長 | 中川英之 | 学校教育課長 | 中瀬基司 |

社会教育課長　松井友吾　監査委員　北岡信宏

**８．会議録署名議員**

２番　田邊ひとみ　　３番　北岡　泰

**９．議事日程**

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　発議第６号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

日程第３　発議第７号　教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

日程第４　発議第８号　防災対策の充実を求める意見書

日程第５　発議第９号　義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

日程第６　発議第10号　危険樹木等の管理不全対策に係る法制度の整備を求める意見書

日程第７　総務産業常任委員会へ付託した上程議案について

議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第８　教育厚生常任委員会へ付託した上程議案について

議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第９　予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案について

議案第50号　令和８年度明和町一般会計補正予算（第２号）

議案第51号　令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第52号　令和８年度明和町水道事業会計補正予算（第１号）

認定第１号　令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第２号　令和７年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第３号　令和７年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第４号　令和７年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第５号　令和７年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第６号　令和７年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第７号　令和７年度明和町水道事業決算認定

認定第８号　令和７年度明和町下水道事業決算認定

日程第10　議案第53号　後納郵便料金の支払い遅延に係る損害賠償の額の決定について

日程第11　議員派遣の件

日程第12　委員会の閉会中の所管事務調査の件（総務産業常任委員会）

日程第13　委員会の閉会中の所管事務調査の件（教育厚生常任委員会）

日程第14　委員会の閉会中の所管事務調査の件（議会運営委員会）

（午前　９時　00分）

**◎開会の宣告**

**○議長（辻井　成人）**　おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第３回明和町議会定例会第23日目の会議を開会します。

こども課長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

---

**◎会議録署名議員の指名について**

**○議長（辻井　成人）**　日程第１　「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をします。

２番　　田　邊　ひとみ　議員

３番　　北　岡　　泰　議員

の両名を指名いたします。

---

**◎発議第６号の上程～採決**

**○議長（辻井　成人）**　日程第２　発議第６号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑をされる方がないようですので、これで発議第６号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第６号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を採決します。

発議第６号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、発議第６号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

---

**◎発議第７号の上程～採決**

**○議長（辻井　成人）**　日程第３　発議第７号　教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑される方がないようですので、これで発議第７号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わり

ます。

これから採決を行います。

発議第７号　教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を採決します。

発議第７号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、発議第７号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

---

**◎発議第８号の上程～採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、日程第４　発議第８号　防災対策の充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑をされる方がないようですので、これで発議第８号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第８号　防災対策の充実を求める意見書を採決します。

発議第８号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、発議第８号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

---

**◎発議第９号の上程～採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、日程第５　発議第９号　義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑をされる方がないようですので、これで発議第９号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第９号　義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を採決します。

発議第９号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、発議第９号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

---

**◎発議第10号の上程～採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、日程第６　発議第10号　危険樹木等の管理不全対策に係る法制度の整備を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑をされる方がないようですので、これで発議第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第10号　危険樹木等の管理不全対策に係る法制度の整備を求める意見書を採決します。

発議第10号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に送付します。

---

**◎総務産業常任委員会へ付託した上程議案について**

**○議長（辻井　成人）**　日程第７　総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案について。

議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例

を議題とします。

この件につきましては、会期中の総務産業常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

総務産業常任委員会　奥山幸洋委員長、登壇願います。

（総務産業常任委員会委員長　奥山　幸洋　登壇）

**○総務産業常任委員会委員長（奥山　幸洋）**　総務産業常任委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案第43号及び議案第47号の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

１　付託年月日　令和８年９月３日

２　審査年月日　令和８年９月９日

３　委員会出席者　委員６名。説明のための出席者　各課長、局長及び係長。

４　付託案件　議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例、議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例。

５　審査内容　付託された各議案は、議案書及び定例会資料を参考に９月９日に議案第43号、議案第47号の詳細説明を受けた後に質疑を行い、担当課長より答弁がありました。

まず、議案第43号において、令和７年度末までの開館日数、利用件数や満足度など一定の成果の報告がありました。一方、維持経費などから行政での運営持続に課題があり、商業施設の撤退に伴い８月末で閉館し、民間主体の取組へ継承する方針が示されました。

質疑は、議案第43号について質疑がありました。委員からは、運営で得た気づきや課題を明確に整理し、今後の施策に生かすよう要望がありました。

議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例は、令和７年７月の下水道法等の改正に伴い、公共下水道の構造について、点検・修繕・改築・災害時の応急措置の容易性を考慮する規定が追加されたことから、条例で引用する法律の条項を改めるものであります。

質疑はありませんでした。

６　討論　討論される方はありませんでした。

７　採決　議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例、全員賛成で、原案可決。議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例、全員賛成で、原案可決。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

**○議長（辻井　成人）**　委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　補足説明をされる方がないようですので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑をされる方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

---

**◎議案第43号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　これから総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第43号　三重明和インキュベーションセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第47号の採決

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、議案第47号　明和町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決しました。

---

◎教育厚生常任委員会へ付託した上程議案について

**○議長（辻井　成人）**　日程第８　教育厚生常任委員会へ付託した上程議案について。

議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を議題とします。

この件につきましては、会期中の教育厚生常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員会　江京子委員長、登壇願います。

（教育厚生常任委員会委員長　江　京子　登壇）

**○教育厚生常任委員会委員長（江　京子）**　教育厚生常任委員会審査報告。

本委員会に付託されました議案第44号、議案第45号、議案第46号の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

１　付託年月日　令和８年９月３日

２　審査年月日　令和８年９月10日

３　委員会出席者　委員７名。説明のための出席者　各課長及び係長。

４　付託案件　議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

５　審査の内容　付託された議案は、議案書及び定例会資料を参考に、９月10日に議案第44号、議案第45号、議案第46号の３件の審査をしました。詳細説明を受けた後、質疑を行い、担当課長より答弁がありました。国・県等の上位法改正に伴い、条例で引用する法律の条項を改めるものです。

質疑は、議案第45号において、委員から、看護師と理学療法士を保育士としてみなす場合は、町独自のファミサポ制度の研修と連携するなど学びの場を設けるよう意見がありました。執行部からは、現在は対象の施設はないが、将来的に対象となる事業所ができてくれば、当然一定の研修は考えていくとの回答でした。

６　討論　討論される方はありませんでした。

７　採決　議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、全員賛成で原案可決。議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、全員賛成で原案可決。議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、全員賛成で原案可決。

以上で、教育厚生常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

**○議長（辻井　成人）**　委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　補足説明をされる方がないようですので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑をされる方がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

２番、田邊議員。

**○２番（田邊　ひとみ）**　ただいまより議案第44号、第45号、第46号について反対の立場で討論をします。

本案に反対する理由は、国の制度改正に伴う条例改正であるとはいえ、保育士の抜本的な処遇改善や予算確保を後回しにしたまま、規制緩和と現場への負担押しつけという数合わせで帳尻を合わせようとしているからです。

第１に、児童対象性暴力等の防止、日本版ＤＢＳに係る改正について。

子どもの安全を守る制度自体には賛成ですが、煩雑な確認手続や運用の事務負担、コストをただでさえ多忙な現場に丸投げをし、行政が責任あるバックア

ップを行わない姿勢は容認できません。

第２に、期限内の人員確保の救済策として、小規模保育事業所等で理学療法士などの専門職を、みなし保育士として算定することについて。

これは専門性の異なる資格による数合わせであり、実質的な配置基準の引下げ、さらには保育の質の低下にほかなりません。

第３に、満３歳以上限定の小規模保育事業の創設について。

本来であれば認可保育所などの正規の基盤を整備すべきところを、低コストな小規模事業の拡大でお茶を濁し、公的責任の後退を招くおそれがあります。

第４に、職員配置基準の経過措置に期限を設定することについて。

深刻的な人手不足への財政支援を欠いたまま、自力で人を工面しろと現場に迫る無責任な責任転嫁です。

よって、必要な財政措置や公的責任を尽くさず、規制緩和と現場への過度な負担増によって進められる本案には賛成できません。国や自治体が責任を持って予算を確保し、全ての園が安全に、かつ無理なく手厚い保育を実施できるよう支援することを強く求め、私の反対討論とします。

**○議長（辻井　成人）**　他に討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

---

**◎議案第44号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　これから教育厚生常任委員会へ付託した上程議案の採決を行います。

議案第44号　明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎議案第45号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、議案第45号　明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎議案第46号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、議案第46号　明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

## ◎予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案について

**○議長（辻井　成人）**　日程第９　予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案について。

議案第50号　令和８年度明和町一般会計補正予算（第２号）

議案第51号　令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第52号　令和８年度明和町水道事業会計補正予算（第１号）

認定第１号　令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第２号　令和７年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第３号　令和７年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第４号　令和７年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第５号　令和７年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第６号　令和７年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第７号　令和７年度明和町水道事業決算認定

認定第８号　令和７年度明和町下水道事業決算認定

を議題とします。

この件につきましては、会期中の予算決算常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会　髙橋浩司委員長、登壇願います。

（予算決算常任委員会委員長　髙橋　浩司　登壇）

**○予算決算常任委員会委員長（髙橋　浩司）**　予算決算常任委員会審査報告。

本委員会に付託されました令和８年度明和町一般会計補正予算ほか１件の特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定ほか５件の特別会計歳入歳出決算認定と水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

１　付託年月日　令和８年９月３日

２　審査年月日　令和８年９月14日、15日

３　委員会出席者　委員12名、議長。説明のための出席者　町長、副町長、教育長、各課長、局長及び係長。

４　付託案件　議案第50号　令和８年度明和町一般会計補正予算（第２号）、議案第51号　令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第52号　令和８年度明和町水道事業会計補正予算（第１号）、認定第１号　令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定、認定第２号　令和７年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第３号　令和７年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、認定第４号　令和７年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第５号　令和７年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、認定第６号　令和７年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、認定第７号　令和７年度明和町水道事業決算認定、認定第８号　令和７年度明和町下水道事業決算認定。

５　審査の概要　付託された補正予算の内容は、議案書及び予算に関する説明書、補正予算の説明資料などの資料を参考に、令和８年度補正予算の審査を

進めることといたしました。また、８件の各会計決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、施策の成果及び執行実績などの資料及び監査委員により提出されております意見書も参考に審査を進めることとしました。

なお、予算決算常任委員会における質疑等の内容の詳細につきましては、会議録が作成されますことから、報告を省略させていただきます。

ただし、全体を通して、予算決算の資料添付を割愛しないよう委員からの要望がありました。また、資料については、誰もが理解しやすい内容に整理するよう要望がありました。

６　討論　討論される方はありませんでした。

７　採決　こちらにつきましては、付託案件名を省略して報告をいたします。

採決に関しましては、議案第50号、全員賛成で原案可決。議案第51号、全員賛成で原案可決。議案第52号、全員賛成で原案可決。認定第１号、賛成多数で原案可決。認定第２号、全員賛成で原案可決。認定第３号、賛成多数で原案可決。認定第４号、全員賛成で原案可決。認定第５号、賛成多数で原案可決。認定第６号、賛成多数で原案可決。認定第７号、全員賛成で原案可決。認定第８号、賛成多数で原案可決。

以上で、予算決算常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

**○議長（辻井　成人）**　委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　補足説明をされる方がないようですので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　質疑をされる方がないようですので、これで質疑を終わ

ります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

２番、田邊議員。

**○２番（田邊　ひとみ）**　ただいま上程されております付託案件のうち、認定第１号、認定第３号、認定第５号、認定第６号、認定第８号について、反対の立場で討論します。

はじめに、長引く物価高騰や多様化する住民ニーズの中で、日々町民に寄り添い、真摯に住民サービスの維持向上に努めておられる町職員に皆様のご努力とご尽力に対しては深く敬意を表し、高く評価をいたします。しかしながら、町政のかじ取りや予算配分という大きな方向性の観点からは看過できない課題が残された決算であると考えます。

以下、具体的に反対とする主な理由を述べます。

第１に、一般会計及び医療、介護の各特別会計についてであります。

現在、本町の財政は、経常収支比率が100％を超えた状態が継続するという極めて硬直化し、危険な状況にあります。監査委員からの審査意見書においても厳しく指摘されているとおり、これまでの大型事業や継続事業への在り方を見直すなど、全会計にわたるあらゆる事業を精査すべきときです。財政健全化へ向けた抜本的な策を講じることで財源を生み出し、ほかの市町では全てに実現をしている18歳までの子ども医療費の完全無償化など町独自の福祉、子育て支援、ひいては町民の命と暮らしを守る持続可能な投資へとかじを切るべきであります。

しかしながら、本決算における執行状況を見るに、そのような事業見直しや町民に寄り添った施策への大胆なシフトへともう一歩踏み込んだかじ取りがな

されなかったことは非常に残念であり、課題が残されたと言わざるを得ません。

国民健康保険会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の各社会保障、さらには国主導で急進的に進められているマイナンバーカード関連事業についても同様です。職員の皆様が現場でどれだけ努力をされていても、国をはじめとする施策の方向性が町民の暮らしを守る視点、開かれた町政の姿勢に欠けていれば真の住民福祉の向上にはつながりません。デジタル化に不安を抱える高齢者や弱者を誰一人置き去りにしないという温かみのある配慮が一層求められるところであります。

第２に、下水道事業会計についてであります。

下水道は、公衆衛生の向上と環境保全を支える重要な生活インフラであり、本来は行政の責任において安心・安全な運営を行うべきものです。

担当課より、一般会計からの法定外繰入れの解消等をするためには、将来的な値上げが必要であるとの説明がなされました。しかしながら、物価高騰により町民の生活苦が続く現局面において、いまだ確定していないとはいえ、安易に住民への負担転嫁、すなわち値上げを前提として議論を進める姿勢は受け入れ難く、しっかりと議論をするべきであると考えます。

以上のように、監査意見が示すとおりの抜本的な事業見直しや18歳までの子ども医療費無償化のような真に求められる町民への還元策が講じられない一方で、国主導のデジタル化への追従や下水道使用料の値上げによる住民負担増の懸念が拭えない本決算の認定には賛成いたしかねます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、これで私の反対討論といたします。

**○議長（辻井　成人）**　他に討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

◎議案第50号の採決

**○議長（辻井　成人）**　これから予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第50号　令和８年度　明和町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決しました。

---

◎議案第51号の採決

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、議案第51号　令和８年度明和町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎議案第52号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、議案第52号　令和８年度明和町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第１号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第１号　令和７年度明和町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、認定第１号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第２号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第２号　令和７年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、認定第２号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第３号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第３号　令和７年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、認定第３号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第４号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第４号　令和７年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、認定第４号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第５号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第５号　令和７年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、認定第５号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第６号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第６号　令和７年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、認定第６号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第７号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第７号　令和７年度明和町水道事業決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反

対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成全員です。

したがって、認定第７号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎認定第８号の採決**

**○議長（辻井　成人）**　続きまして、認定第８号　令和７年度明和町下水道事業決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　賛成多数です。

したがって、認定第８号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

---

**◎議案第53号の上程～採決**

**○議長（辻井　成人）**　日程第10　議案第53号　後納郵便料金の支払い遅延に係る損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　下村　由美子　登壇）

**○町長（下村　由美子）**　ただいま上程されました議案第53号　後納郵便料金の支払い遅延に係る損害賠償の額の決定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、後納郵便料金の支払い遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井　成人）**　提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

住民ほけん課長。

**○住民ほけん課長（日置　加奈子）**　ただいま上程されました議案第53号　後納郵便料金の支払い遅延に係る損害賠償の額の決定について、その詳細説明を申し上げます。

議案書は、第３回定例会議案書追加分の２ページ及び３ページ、資料のほうは第３回定例会資料追加分の13の３の１でございます。

資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。

まず、事案の概要でございます。

住民ほけん課における後納郵便料金について、令和８年７月分の請求額１万4,042円、支払期限同年８月31日の支払手続を担当職員が失念し、同年９月11日金曜日にその事実が判明いたしました。

事務の概要といたしましては、事案判明後、会計課に至急支払い手続を依頼し、令和８年７月分の請求額８万4,042円につきましては、令和８年９月14日月曜日に相手方である日本郵便株式会社へ支払いを完了しております。損害賠償額、遅滞利息は434円で、これは支払期限日の翌日の９月１日から支払いが

完了した日の前日９月13日までの13日間に年14.5％の割合で計算した延滞利息となります。この延滞利息434円の請求時期は、令和８年10月以降となる予定でございまして、財源につきましては、住民ほけん課の既決予算内において補償・補塡及び賠償金へ流用して対応をさせていただきたいと思います。

最後に、再発防止策でございます。

今回の事案を重く受け止め、今後は公金等の支払遅延を未然に防ぐため、請求書を受領した段階で速やかに起案、処理するルールを徹底いたします。あわせて支払案件の納期限については、複数人によるダブルチェックや管理職による定期的な進捗確認を行い、個人の管理に依存しない体制を構築し、課内での適正な事務処理に努めてまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（辻井　成人）**　詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ないですか。質疑をされる方がないようですので、これで議案第53号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　討論される方がないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号　後納郵便料金の支払い遅延に係る損害賠償の額の決定についてを採決します。

議案第53号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議員派遣の件**

**○議長（辻井　成人）**　日程第11　議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定によって、タブレットに配付しました明和町議会災害対策本部設置規定に係る災害対策支援活動について、議員派遣を行いたいと思います。

なお、災害対策支援活動の実施に当たっては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。

---

**◎委員会の閉会中の所管事務調査の件**

**○議長（辻井　成人）**　日程第12　委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**◎委員会の閉会中の所管事務調査の件**

**○議長（辻井　成人）**　日程第13　委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

教育厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

**○議長（辻井　成人）**　日程第14　委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井　成人）**　ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

**○議長（辻井　成人）**　以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和８年第３回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、特に執行部から発言を求められておりますので許可をします。

上下水道課長。

**○上下水道課長（丹合　信隆）**　先般の全員協議会の中で髙橋議員から質問をいただきました合理化計画の関係の部分について、当日にお答えできない部分があったので、もう一度整理をして報告をさせていただくということになっておりましたので、この場をお借りしましてご説明をさせていただければというふうに思います。

皆さん、タブレットをお持ちですので、タブレットの中の資料のほう、議会・委員会の中の全員協議会のところで、令和８年の９月２日の全員協議会の資料のほうをご覧いただけたらと思います。

その中の10－２の別冊の１、計画書となっておるものと、10－２の別冊の３、参考資料変更後となっておるもの、そちらをご覧いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

髙橋議員からご質問いただいておった部分で、４点ほどきちっとこちらで整理し切れずにお答えしていなかったなというところがあったかと思います。

一つが、合理化計画によって補塡をさせていただいておる部分の中で、その相手方の減収分の算定の基礎に農業集落排水事業によるものが含まれていないかどうかといったようなご質問があったかと思います。

それと、もう一つが代替業務に関して、その下水道の区域の中の供用開始前、いわゆる接続前の減収分も含めて、業務を発注していないかと減収を見てないかといったようなところで、対象とする減収額やその発注の業務量というのが適正なのかどうかみたいな趣旨のご質問をいただいたかと思います。

それと、もう１点が、その合理化事業の計画の対象事業者のその財務状況の確認は行っておるのかというところのご質問、それと最後に４点目が、対象事業者が保有をする、くみ取り等をした汚泥の積替えの保管施設が適正に管理されているのかどうか、周辺住民が不安視をされておるというところの中で、一般廃棄物の収集運搬の許可権者である町として施設の管理状況を確認する必要があるのではないかと、４点ご質問を承っておったかと思います。

一つ一つお答えをさせていただきたいというふうに思うわけですけれども、

まず１点目の減収分の算定に農業集落排水事業によるものが含まれていないかといったところを改めて確認をさせていただきました。皆様ご覧いただいておる資料の10－２の別冊の３の参考資料変更後というものをご覧いただきまして、表が、表紙めくっていただいて２ページ目になります。そちらの横長の表があろうかと思いますけれども、そちらの下段の表、下水道接続による減収分というふうに表記をさせていただいておる表ですが、そちらをご覧いただく中で、処理区という形で明和処理区と宮川流域関連公共という形で２段になっておるかと思います。要はフレックスプランで先行して整備をしました明和処理区の分と、それから現在も整備を進めております宮川流域関連公共の部分というところを減収の分の算定の基礎というふうにさせていただいておりまして、農業集落排水事業に係るものは含まれていないということは改めて確認をさせていただいております。

また、この計画が一番当初で平成29年度になろうかと思いますけれども、その時点で設置をされていない合併処理浄化槽の分については、この減収の算定の基礎には含めていないということでございます。あくまでその計画時点での合併処理浄化槽、そして単独処理浄化槽及びくみ取りの部分を対象としておるということでございましたので、改めて報告をさせていただきます。

次に、２点目ですけども、合理化事業計画対象事業者の財務状況の確認を行っておるかという部分になりますけども、合理化事業の計画にありますとおり、計画書のほうをご覧いただいて、目的の部分にありますが、影響への対処というものは携わる業者の経営努力を基本というふうにさせていただいておりますが、合特法の主旨に基づいて、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することというのが町の役割であるというふうに認識をしてございます。代替転換業務の内容及びその金額というものは、計画に記載した業務の範囲内で減収額を上限として決定をさせていただいておりまして、事業者の財務状況を算定の基礎とはしてございません。

また、代替転換業務をもってしても、その実際にある減収額の全てを補塡を

することはできておらず、差額分については自助努力によって業者に自ら補塡をさせておるというふうな認識でございます。ということから、現行の計画の運営において財務状況の確認というものは、基本的には行っておりません。

それから３点目ですけれども、代替業務に関して、その接続前の減収分を含めて発注をしておるかどうか、その対象とする減収額や発注業務量というのが適正かどうかといったところのご質問でございましたが、代替転換業務の発注につきましては、過年度までに生じた減収額とそれから当年度の減収見込額を合わせた額の範囲で行っております。令和７年度の実績は減収額3,300万円余りに対して、代替転換業務の発注額が2,200万円余りでございます。代替転換業務でその実際の減収分というものは補えていない状況にございます。前計画の期間から現在まで代替転換業務の発注期間においても、転換業務の発注額が減収額を上回ったことはございませんし、今後の計画期間においても減収額を上回る見込みはございません。以上のことから、代替転換業務を対象とする減収額であったり発注金額、業務量というものは適正な範囲内であろうというふうに認識をしてございます。

次、４点目ですが、対象事業者が、その汚泥の積替えの保管施設の調査でございます。

汚泥の積替え保管施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準の遵守というものが求められておるというふうに考えております。同法第19条に基づいて許可権者である町において立入検査を行うことができるという規定がございますので、議員からのご指摘を踏まえて施設の状況を確認をしまして、結果につきましては、改めて今後の全員協議会等でまたご報告ができればというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

**○議長（辻井　成人）**　生活環境課長。

**○生活環境課長（中川　英之）**　それでは、私からは、明和町と株式会社マーケットエンタープライズとの協定締結についてご報告をさせていただきます。

このたび明和町では、廃棄物の削減を通じた循環型社会の推進を目的としまして、株式会社マーケットエンタープライズとリユース事業に関する協定を締結いたしました。

この協定につきましては、同社が運用しますリユースプラットフォーム「おいくら」というインターネットサイトがあるのですが、こちらを町公式ホームページなどを通じて周知することで不要品のリユースを促進し、廃棄物の削減につなげることを目的としているものでございます。

なお、同様の協定につきましては、全国で320を超える自治体、また三重県内でも６市町が締結されております。

また、この協定における町の費用負担はございません。

住民の利用イメージとしましては、不要品の情報を入力して査定を依頼します。複数の査定結果を比較しながら買取り店と詳細を確認し不要品を売却すると、こういったような流れになるようなものでございます。町民の皆様が不要品を処分する際の選択肢が広がり、廃棄物の削減やリユースの促進を通じて循環型社会への推進へとつながることを期待しているものでございます。

報告は以上でございます。

協定の概要につきましては、資料を棚入れさせていただきましたので、後ほどご確認いただければ幸いです。

**○議長（辻井　成人）**　執行部からの発言は以上です。

最後に、町長、ご挨拶を願います。

**○町長（下村　由美子）**　議員の皆様には、令和８年第３回の定例会、ありがとうございました。

この定例会におきましては、令和７年度の決算をはじめ補正予算、そして条例改正など多くの議案に対して慎重かつ熱心にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一般質問、それから審議会、委員会の審査を通じて、町政の様々な分野について、より厳しいご意見も含め、ご指摘やご意見をいただきました。私

自身、今回改めて考えさせられたこと、またしっかりと取り組んでいかなければならないことを感じたことも多くございました。いただいたご意見をしっかりと受け止め、これからの町政運営に努めてまいりたいと思っております。

また、議員の皆様におかれましては、11月の任期満了を迎えられ、11月15日は町議会選挙が予定されております。今回の改選をもってご勇退される議員の皆様もおみえになるというふうに伺っております。これまで長きにわたりまして町民の皆様の声を町政に届け、明和町のためにご尽力いただきましたことに改めて心から感謝申し上げます。

また、引き続き町政を担うべく歩まれる皆様におかれましては、それぞれの立場でこれからも明和町のためにお力を尽くしていただけるものと思っております。議会と行政、本当にそれぞれの立場も役割も違いますけれども、時には厳しい意見をいただきながら議論を交わすこともあります。しかし、目指すところは町民の皆さんの暮らしと命を守るということだと思います。明和町を少しでもよい町にしていき、次の世代につないでいくこと、それが私たちに求められていることだと思います。

これからも皆さんといろいろ議論を重ねてきたことを大切にしながら、私もそして職員も一つ一つ課題に真摯に向かい合いながら、これからも明和町のために尽くしてまいりたいと思いますので、また皆様のご協力をお願いしたいと思います。

最後になりますけども、議員の皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

**○議長（辻井　成人）**　ありがとうございました。

ここで９月３日に教育委員会委員の同意が可決をされました小原清美さんがお見えになっておりますので、ご挨拶をいただくため入室をしていただきます。

それでは、どうぞ。

（教育委員会委員　小原　清美　入室）

**○議長（辻井　成人）**　それでは、小原様、ご挨拶をお願いします。

（教育委員会委員　小原　清美　登壇）

**○教育委員会委員（小原　清美）**　ただいまご紹介いただきました小原清美でございます。

町長からの任命、そして議員様から承りましたご同意の重みを受け止め、その課せられた重責に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

私は、これまで幼保の現場に身を置き、たくさんのお子様、そして保護者の皆様と向き合ってまいりました。人生の土台をつくる大切な時期に子どもたちがきらきらと輝き、豊かに育つ姿を間近で見守ってきた経験は、私の大きな財産であり、原点でございます。

明和町が大切にしております、人、学び、ふるさととのつながりの教育におきまして、幼児期から小学校、中学校へとつながる切れ目のない学びの視点、そして現場に近い目線、それを大切にしながら少しでもお役に立ちたいと考えております。次代を担う明和町の子どもたちが夢や希望を持って伸び伸びと健やかに成長できますよう、皆様のお声をしっかりと伺いながら誠心誠意努めてまいります。

議長をはじめ議員の皆様におかれましては、温かいご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（教育委員会委員　小原　清美　退席）

**○議長（辻井　成人）**　ありがとうございました。

執行部退席後、議場にて議員の皆さんの集合写真を撮影しますので、ご協力をお願いします。

また、定例会閉会後、10時半から委員会室にて全員協議会を開催しますので、議員の皆様は定刻にお集まりください。

なお、委員会室集合後、すぐに報道各社から次の改選に係る個人写真を撮影しますので、希望される方はご協力のほどお願いをいたします。

以上です。

ご協力誠にありがとうございました。

（午前　10時　13分）

---